

第 118 回定例会のご案内
(総会併設セミナー)

令和元年 6 月 吉日

ARMA International 東京支部

会長 西川康男

企業の透明性や説明責任を求める観点から、内外からガバナンス強化の法規制等が多数制定・改訂されてきています。ガバナンスの基本には記録管理が重要とされています。この度の講演では、我が国における企業法務の第一人者である長谷川俊明弁護士にご登壇いただき、これらの動向や重要なポイントについてご講演いただきます。

実務として企業の記録管理に携わる方はもとより記録管理にご関心のある方のご参加をお待ち申し上げております。

◇講演テーマ：「日本企業のガバナンス改革と記録管理」

◇講師：長谷川俊明法律事務所 所長 弁護士 長谷川俊明 氏

◇講演概要：

データ偽装など記録情報管理に関わる不祥事が跡を絶たない。他方、不祥事を防止するため、グループ会社も対象にするガバナンスの向上が、より一層求められるようになった。とくに、開示府令など開示ルールの整備、“ダブルコード”の改訂、あるいは、今年秋にも予定される会社法改正など、情報開示面の法的ルールづくりの動きが急である。こうした動きにつき、その背景を含めてご講演いただきます。

◇略歴：1973年早稲田大学法学部卒 1978年ワシントン大学法学修士 1978年～79年サリバン・クロムウエル法律事務所（ニューヨーク）勤務、1979-80年スローター&メイ法律事務所（ロンドン）勤務、みずほ銀行、ブリジストン等大企業の社外監査役及び政府関係委員の実績多数。著書に「新民訴法と文書管理の要点」、「リスクマネジメントの法律知識」「法律英語の用法・用語」など多数

◇日時：2019年7月9日（火） 15:00～16:30（開場 14:45）

◇場所：中央大学駿河台記念館 4階 430号室 〒101-8324 東京都千代田区神田駿河台 3-11-5（JR お茶の水駅、地下鉄千代田線 新お茶の水駅、丸ノ内線 御茶の水駅下車）

◇主 催： ARMA International 東京支部

◇後 援（予定）：記録管理学会、企業史料協議会、日本アーカイブズ学会

◇協 賛（予定）：一般社団法人日本経営協会

◇参加料：ARMA 会員 2,000 円(後援団体会員も含む) 会員以外 3,000 円

◇申込み：参加ご希望の方は、メールにて、氏名、所属、連絡先(電話番号、メールアドレス)、会員か非会員か(後援団体の場合はその名称)をご記入の上、ARMA International 東京支部(office@arma-tokyo.org)までお申込み下さい。セミナーは会員以外の方も参加できます。

◇定 員： 50名 (先着順)